

特別養護老人ホーム 白 松 苑

(介護予防短期入所生活介護)

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目 的)

第1条 社会福祉法人正清会が設置運営する特別養護老人ホーム白松苑（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要支援状態にある高齢者等の心身の特性を踏まえて、要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 この事業は、要支援状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行われなければならない。

3 この事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定介護予防短期入所生活介護計画を作成し、提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うこととする。

4 この事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第2章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 特別養護老人ホーム 白 松 苑

二 所在地 山口市 阿知須 4167 番地 1

第 3 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

一	管理者	1 人	事業の管理運営等に関すること。
二	医 師	1 人	利用者の健康管理に関すること。
三	生活相談員	3 人	利用者の生活相談業務に関すること。
四	看護職員	7 人	利用者の看護、保健衛生等に関すること。
五	介護職員	6 7 人	利用者の日常生活上の介護に関すること。
六	管理栄養士	1 人	給食の栄養管理に関すること。
七	栄養士	1 人	給食の栄養管理に関すること。
八	機能訓練指導員	1 人	利用者の機能訓練に関すること。
九	調理員	1 1 人	給食の調理に関すること。
十	介護支援専門員	4 人	介護予防短期入所生活介護計画の作成。

第 4 章 利用者の定員

(指定介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第 5 条 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は 2 0 人を上限とする。

ただし、介護給付サービスの利用定員含む。

ユニット	定員
れんげ	1 0 名
ききょう	1 0 名

第 5 章 利用者に対するサービスの内容及び利用料、その他の費用の額

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練等）
- 三 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
- 四 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護計画の作成
- 五 給食

- 六 健康チェック
- 七 入退所時の送迎
- 八 入浴及び清拭

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業所に支払われる介護予防短期入所生活介護費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

4 事業所は、第2項及び第3項の利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

一 送迎に要する費用 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、次の費用を徴収する。

- * 事業所から片道10km未満 1,000円
- * 事業所から片道10km以上 5km毎に 500円

二 理・美容代 実 費

三 指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

イ 滞在費 個室 2,006円

ロ 食事基準額 1,445円

内訳 朝食 392円 昼食 553円 夕食 500円

ただし、食費、滞在費に関しては、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者は、その定める額とする。

5 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、山口市、宇部市とする。

第6章 施設の利用にあたっての留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスの利用日に利用者に対して健康チェックを行い、利用不相当と認めた場合は、利用を拒否できる。

2 他の利用者に対し著しい迷惑行為があった場合は、利用を拒否できる。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第10条 利用者について、緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に不測の事故が生じた場合は、主治の医師又は協力医療機関へ連絡し必要な措置を講ずるとともに近親者及び管理者に報告を行うものとする。管理者は、県及び関係市町村に報告を行うものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第9章 その他の運営についての重要事項

(秘密保持)

第12条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事

故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、看護・介護職員の人員配置、夜間の勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。
- 二 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護・介護職員の人員配置、夜間の勤務体制、その他重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得るものとする。
- 三 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10章 雑 則

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正清会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年8月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和元年11月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。